

(参考) 文書の原本・写しについて

特許庁審判部

証拠説明書には、「原本・写しの別」を記載していただくこととなりますが、その際、以下の考え方を参考にしてください。

1 原本、正本、認証のある謄本、写しについて

証拠として提出する文書は、大きく分けて「原本」と「謄本」とに分類されます。

「原本」とは、作成者が一定の内容を表示するため、確定的なものとして最初に作成した文書をいいます。

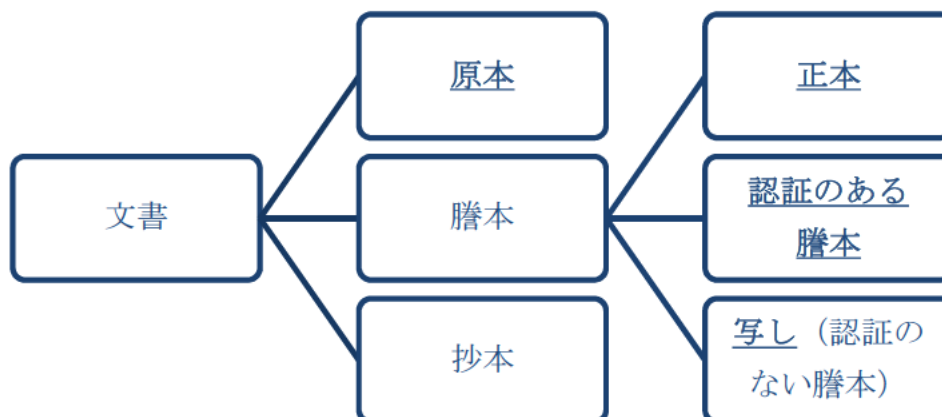
これに対して、原本と同一の文字、符号を用いて原本の内容を完全に写し取った文書を「謄本」といいます。この「謄本」には、「正本」、「認証のある謄本」及び「写し（認証のない謄本）」が含まれます。

「正本」とは、謄本のうち、権限のある者によって作成された文書であって、法令によって原本と同一の効力が与えられているものをいいます。

「認証のある謄本」とは、謄本のうち、権限のある者が原本の内容と同一である旨の認証をしたものをいいます。

「写し」とは、認証がない単なる謄本をいいます。

【文書の分類】



※ ただし、特許庁に提出する書面について「正本」、「副本」というとき、「正本」とは、特許庁用のもの、「副本」とは、相手方当事者等用のもの（相手方当事者等に送達等をするもの）という程度の意味に過ぎませんので、注意してください（これらはいずれも「原本」であり、「正本」が原本、「副本」が写しという訳で

はありません。)

2 「原本・写しの別」欄の記載について

原本を提出するときは、「原本・写しの別」欄には「原本」と記載してください。正本又は認証のある謄本は、上記のとおり厳密には原本ではありませんが、原本に準じるものとして取り扱われていますので、「原本・写しの別」欄には「原本」と記載していただいて結構です（あるいは、それぞれ「正本」、「認証謄本」などと記載していただいても、もちろん構いません。)

写しを提出するときは、「原本・写しの別」欄には「写し」と記載してください。